

三島市外三ヶ市町箱根山林組合積立金条例

〔平成元年 3 月 3 日〕
〔 条 例 第 1 号 〕

改正 平成 21 年 10 月 16 日条例第 1 号

（目的）

第 1 条 この条例は、組合の長期にわたる財源の育成を図り、財政運営の健全性を確保するため設置する。

（積立て）

第 2 条 積み立てる額は、既に積み立てた金額（以下「積立金」という。）のほか、前年度の歳計剰余金の一部とし、予算の定めるところによる。

（管理）

第 3 条 積立金は、金融機関への預金、その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 積立金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

（運用益金の処理）

第 4 条 積立金の運用から生じる収益は、組合会計歳入歳出予算に計上して、積立金の設置の目的を達成するために、必要な経費の財源に充て、又はこの積立金に編入するものとする。

（繰替運用）

第 5 条 管理者は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利子を定めて、積立金に属する現金を、歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（処分）

第 6 条 次の各号の一に掲げる場合に限り、積立金の全部又は一部を処分することができる。

- (1) 経済事情の著しい変動等により、財源が不足する場合において当該不足額をうめるための財源に充てるとき。
- (2) 災害により生じた経費の財源又は災害により生じた減収をうめるための財源に充てるとき。
- (3) 組合予算執行上財源が不足する場合又は緊急に必要な経費の財源に充てるとき。
- (4) 公債を起す場合又はその償還の財源に充てるとき。

（委任）

第 7 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この条例は、平成元年 4 月 1 日から施行する。
- 2 三島市外三ヶ市町箱根山林組合積立金条例（昭和 59 年条例第 1 号）は、廃止する。

附 則（平成 21 年条例第 1 号）

この条例は、公布の日から施行する。